

推薦入学試験

推薦入学試験の基本方針と重視（評価）するポイント

こども学部

入学者受入れの基本方針

- (1)高等学校において基本的な知識や技能を着実に身につけ、その成果をさらに発展させて大学での新たな学修に臨み、成長を期待できる人
- (2)こども学部の教育目標や教育内容を十分に理解して入学を希望し、高等学校における学習や授業以外での活動経験を新たな学修へと積極的に展開できる人

重視するポイント

高等学校において3年間を通じて真摯な態度で学び、着実な学習成果が認められ、クラブ、生徒会、学校行事等の活動に対して積極性・協調性を発揮して充実した高校生活をおくったことを適切に口述できる。

総合福祉学部

入学者受入れの基本方針

- (1)高等学校における基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それぞれの教科の知識・技能を活用して、課題解決的な学習や探究活動へと発展させることができる人
- (2)学部の教育目標、教育内容等について十分理解し、高等学校における学習や授業以外の活動の実績から、総合福祉について主体的に学習に取り組むことが期待できる人

重視するポイント

高等学校における基礎的・基本的な知識・技能を習得していること、または、授業以外の幅広い学習成果のあることが認められ、福祉に対する強い関心があり総合福祉の学習に主体的に取り組むことが期待できる。

短期大学部

入学者受入れの基本方針

- (1)学習態度が積極的で、高校の学びが着実であり、短期大学部での学びにおいても成長が期待される人
- (2)人を理解し、他者を受け入れる基本的な姿勢があり、対人理解の手段であるコミュニケーション能力がある人

評価のポイント

調査書から、高校の学びが着実であること。面接（プレゼンテーション含む）においては、他者を理解し、人と積極的に関わる姿勢、人とコミュニケーションを図るための一般的な表現力、判断力があること。

※プレゼンテーションについては持込みが認められています。詳細は入試広報課までおたずねください。

指定校推薦入学試験（大学・短期大学部）

出願資格 次の1と2の条件を満たす者

- 1 本学の指定を受けた高等学校などを、2019年3月卒業見込みの者
- 2 本学入学を第一志望とし、学校長の推薦を受けた者

（指定校推薦基準については、指定した高等学校などに5月中旬に文書をもって通知します。）
 （希望者は在学している高等学校などの進路指導の先生に確認してください。）

※指定校推薦入試には、本学の教育に関係のある高等学校を対象にした重点指定校推薦を含みます。詳細は入試広報課にお問い合わせください。

出願期間 I期 2018年10月15日(月)～10月29日(月)
 （締切日必着）

注意：指定校推薦入試 II期以降の実施については、I期入試終了後本学ホームページに掲載及び書面をもって発送致します。

- 出願書類**
- 1 入学志願書（本学所定の用紙を使用）
 - 2 受験票（本学所定の用紙を使用し、切手342円分を貼付）
 - 3 整理票（本学所定の用紙を使用し、写真を所定の位置に貼付）
 - 4 調査書（学校長が作成し、厳封したもの）
 - 5 指定校推薦書（本学所定の用紙を使用）
 - 6 送付用シール（本学所定の用紙を使用）

入学検定料 大学 30,000円 短期大学部 30,000円

出願手続 [23ページ](#)の出願手続欄を参照してください。

入学者選抜方法 提出書類および面接による総合判定

試験日・会場 試験日 I期 2018年11月3日(土)
 試験会場 浦和大学
 ※スクールバスの乗車、受験上の注意については、[28ページ](#)を参照してください。

合格発表日 I期 2018年11月8日(木)
 （発送日）合格者には、合格通知に「入学手続書類」を同封して発送します。

入学手続締切日 I期 2018年11月22日(木)
 （締切日必着）※入学手続に必要な書類・学費などは、[23～25ページ](#)を参照してください。

公募推薦入学試験（大学・短期大学部）

出願資格 こども学部こども学科、総合福祉学部総合福祉学科、短期大学部介護福祉科については、次の1または2のいずれかの条件を満たし、さらに3の条件を満たす者で学校長の推薦を受けた者。
こども学部学校教育学科については、次の1または2のいずれかの条件を満たし、さらに4の条件を満たす者で学校長の推薦を受けた者。

- 1 2017年3月以降に高等学校を卒業した者、および2019年3月に卒業見込みの者
- 2 2017年3月以降に文部科学大臣の指定した専修学校高等課程を修了した者、および2019年3月修了見込みの者
- 3 全体の評定平均値が3.0以上の者
- 4 全体の評定平均値が3.5以上であり、かつ国英数音美体の6教科の内、いずれか1教科の評定平均値が3.7以上の者

- 出願書類**
- 1 入学志願書（本学所定の用紙を使用）
 - 2 受験票（本学所定の用紙を使用し、切手342円分を貼付）
 - 3 整理票（本学所定の用紙を使用し、写真を所定の位置に貼付）
 - 4 調査書（学校長が作成し、厳封したもの）
 - 5 公募推薦書（本学所定の用紙を使用）
 - 6 送付用シール（本学所定の用紙を使用）

入学者選抜方法 公募推薦書・調査書などの書類審査および面接による総合判定

公募推薦、自己推薦、専門高校・総合学科推薦入学試験の共通事項	
推薦書 （公募、自己、専門高校・総合学科）	本学 HP よりダウンロード、もしくは本学入試広報課（048-878-5536）へお問合せください。
出願期間（締切日必着）	3ページを参照してください
試験日	
定員（若干名）	
合格発表日（発送日）	
入学手続締切日（締切日必着）	
入学検定料	
出願手続	23ページの出願手続欄を参照してください。
試験会場	本学
その他	スクールバスの乗車、受験上の注意については28ページを参照してください。

自己推薦入学試験（大学・短期大学部）

※注意 こども学部学校教育学科では実施しません。

出願資格 次の1または2のいずれかの条件を満たし、さらに出願条件のA・Bのいずれかに該当する者(出願条件重複可)で、強い学習意欲と目的意識をもつ者

- 1 2017年3月以降に高等学校を卒業した者および2019年3月に卒業見込みの者
- 2 2017年3月以降に文部科学大臣の指定した専修学校高等課程を修了した者および2019年3月に修了見込みの者

出願条件 A 高等学校などで学習した教科について、大学受験者は評定平均値3.8以上、短期大学部受験者は3.5以上の教科が少なくとも1教科以上ある者
B 高等学校など在学中の欠席日数の合計が30日以内の者で、自己PRを含む志望動機を1200字程度の作文として出願時に提出でき、かつ面接時に自己PRをできる者

※注意 AとBの各項目の詳細は、下記を参照してください。

出願書類

- 1 入学志願書（本学所定の用紙を使用）
- 2 受験票（本学所定の用紙を使用し、切手342円分を貼付）
- 3 整理票（本学所定の用紙を使用し、写真を所定の位置に貼付）
- 4 調査書（学校長が作成し、厳封したもの）
- 5 自己推薦書（本学所定の用紙を使用。下記の自己推薦書の記入要領を参照）
- 6 送付用シール（本学所定の用紙を使用）

入学者選抜方法 自己推薦書・調査書などの書類審査および面接による総合判定

自己推薦書の記入要領

- 1 Iの①の「本学を志望する動機および将来の展望」には、志望の動機、進学を決定するにあたって重視したことなどを具体的に記述します。また、将来の進路希望など浦和大学（短期大学部）で学んだ後の展望も記述します。
- 2 Iの②の「自己の長所・短所」欄には、自分の判断で自己の良い点、悪い点を簡潔に書いてください。
- 3 IIの「自己推薦出願条件の該当事項」は、自己推薦出願条件AまたはBの該当するものを○で囲んでください。両方に該当する場合は、両方を○で囲み、その中の主たる方を◎で囲んでください。さらに次の「5」の記入要領にしたがって、該当する事項すべてを記入してください。
- 4 IIのAとBの欄の記入は次の要領にしたがってください。

欄	記 入 要 領
A	高等学校などで学習した教科のうち、評定平均値が大学受験者は3.8以上、短期大学部受験者は3.5以上の教科について「教科」欄に教科名を記入し、その教科の評定平均値を高校などに確認のうえ「評定平均値」欄に記入してください。 なお、卒業見込者の第3学年の評定平均値は1学期または前期のものとし、出願期間が1月以降の場合は、2学期までのものとし、
B	作文は市販の原稿用紙（A4版）を用い、横書きとし、題名、高等学校名、氏名、志望学部・学科を記入してから本文を書き出してください。（ワープロ不可とし、必ず手書きとする）

専門高校・総合学科推薦入学試験（大学・短期大学部）

※注意 こども学部学校教育学科では実施しません。

出願資格 大学または短期大学部で学ぶ意欲があり、かつ次のすべてを満たすことが必要です。

(1)次の a または b のいずれかの高等学校の学科を2017年3月以降に卒業した者または2019年3月に卒業見込みの者で、専門科目の評定平均値が3.0以上の者。

a 専門教育を主とする学科（高等学校設置基準第5条第2号、第6条第2項）

b 総合学科（高等学校設置基準第5条第3号、第6条第3項）

下記を参照してください。

(2)学校長の推薦を受けた者

- 出願書類**
- 1 入学志願書（本学所定の用紙を使用）
 - 2 受験票（本学所定の用紙を使用し、切手342円分を貼付）
 - 3 整理票（本学所定の用紙を使用し、写真を所定の位置に貼付）
 - 4 調査書（学校長が作成し、厳封したもの）
 - 5 専門高校・総合学科推薦書（本学所定の用紙を使用）
 - 6 送付用シール（本学所定の用紙を使用）

入学者選抜方法 専門高校・総合学科推薦書、調査書などの書類審査および面接による総合判定

専門高校・総合学科について

高等学校設置基準

（平成十六年三月三十一日文科科学省令第二十号）

最終改正：平成一九年一二月二五日文科科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一条 ～ 第四条 省略

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。